



栃市都計第562号

令和2年9月24日

栃木東部地域会議

会長 大橋 哲夫 様

栃木市長 大川 秀子



栃木市立地適正化計画の素案についての意見について（回答）

令和2年6月30日付け栃東地ま第5号で提出のありました、栃木市立地適正化計画の素案に関する意見について、下記のとおり回答します。

記

<意見>

- ①計画案では、栃木駅～栃木市役所～新栃木駅を中心とした地域へ都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定するとあるが、一帯は近年人口減少が進んでいる地域であり、また、度重なる水害に見舞われている地域であるため、居住誘導するのは現実に矛盾していると思われる。そのため、人口の増加が著しく、水害に被災する可能性が低い、栃木東部地域などへの居住誘導を図るべきである。
- ②栃木東部地域への居住誘導を図るため、新栃木駅～野州平川駅間に、新たに「大宮駅（仮称）」を誘致し、主要地方道宇都宮亀和田栃木線や栃木二宮線などの幹線道路を中心としたまちづくりを行うべきである。
- ③計画案は公共交通（電車・バスなど）を主たる移動手段として想定した計画であるが、車移動が主な栃木市の計画としては不適当である。これからの新しい時代や、地域の実情に即した計画を策定すべきである。
- ④計画案は、居住誘導区域に設定されない地域について全く記載がなされていない。設定されない地域は、人口減少によるさらなる過疎化、ひいては地域活力の減少の懸念がある。そのため、栃木市全体の将来を見据えた立地適正化計画の作成を望む。
- ⑤浸水深3m（2階床上浸水）以上の区域を居住誘導区域から除外するとあるが、近年の水害の状況を鑑み、浸水深0.5m（1階床上浸水）以上を設定すべきである。どうしても3m以上とするなら市の水害対策を確立させる必要がある。なぜならば、この計画を基に居住適地として判断し移住してきた方は、再度水害に被災した際に、市に騙されたと思うのではないだろうか。現計画案のまま進むのであれば、そういった移住者からの損害賠償等のリスクに十分対応できる誘導方法を望む。

<回答>

- ①本計画は、都市計画マスタープランで定められている土地利用の方針や都市施設の立地方針を実現していくためのアクションプランであることから、本市の都市計画マスタープランで設定されている「複合的都市拠点」及び「地域拠点」の中から、医療・福祉・商業等の一定程度の都市機能が充実している区域や周辺から公共交通による利便性が高い区域に都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定しております。なお、ご指摘のありました水害リスクについては、今後、県において抜本的な治水対策として、永野川・巴波川の河川改修等を実施するとともに、市では、防災ハザードマップの周知、防災ラジオ放送やメール配信サービスによる避難情報の発信、避難体制の確立等のソフト対策を実施することにより、市街地における安全性を確保していきたいと考えております。
- ②③ご指摘のとおり本市は現在、自動車依存度が高い状況ですが、今後、高齢化が進行することで、自動車を運転できない高齢者等の交通弱者が増加する恐れがあります。本計画では、将来を見据え、地域の拠点となる施設の周辺や公共交通のサービス圏域を中心に拠点を設定し、鉄道やバスなどの公共交通沿線に居住や都市機能を誘導することで、一定の都市機能の維持・充実を図りつつ、誰もが出歩きやすく健康・快適で便利な生活を確保することが必要であると考えております。なお、幹線道路を中心としたまちづくりにつきましては、現在、県において都市計画道路3・3・3号小山栃木都賀線（主要地方道宇都宮亀和田栃木線）の大宮工区の整備を進めておりますので、市では、今後、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用や建築物を誘導するため、用途地域の見直しを検討してまいりたいと考えております。
- ④立地適正化計画は主に市街化区域を対象とした計画ですが、居住誘導区域外である郊外部や農村集落等の維持についても重要な観点であることから、本計画と一体的な計画である都市計画マスタープランに基づき、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進していきたいと考えております。
- ⑤本来であれば、居住誘導区域から浸水想定区域全域を除外することが望ましいと考えられますが、現状、浸水想定区域が市の中心部に広範囲に指定されており、すべての区域を除外することは難しい状況です。また、①でも回答したとおり、県の河川改修や市のソフト対策を実施することにより、市街地の安全性を確保していきたいと考えております。